

令和6年 第6回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年6月24日 午後3時00分から午後5時00分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員 農業委員会委員（14名）

会長

会長代理

7番	船	川	由	孝
14番	鈴	木		栄
1番	矢	島	清	春
2番	大	澤	年	一
3番	奥	貫		進
4番	江	森	正	之
5番	野	村	美	左緒
6番	倉	持	昭	夫
8番	田	中	吉	雄
9番	熊	谷	隆	夫
10番	山	中		栄
11番	増	田	隆	司
12番	増	田	福	重
13番	松	島	政	雄

農地利用最適化推進委員（6名）

岡	政	美
関	俊	男
梅	友	行
石		功
小	昭	三
小	川	肇

4 欠席委員 （なし）

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 雑草対応状況について

6 その他

・事務連絡

7 事務局

局長 宮澤徳久 主幹 加藤照樹 主任 松本真由美 主任 沢村武士

開会 午後3時00分

◆局長

皆様、こんにちは。

令和6年第6回幸手市農業委員会を開会いたします。

本日は、〇〇委員が遅れるということでご連絡をいただいておりますので、ただいまの出席委員は13名です。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達していますので、会議は成立いたします。また、本日の農地利用最適化推進委員の出席は6名でございます。

それでは、開会に先立ちまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

◆会長

(会長挨拶をする)

◆局長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

議事の進行については、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となり進めることとなっております。

会長、よろしくをお願いいたします。

◆会長

それでは、初めに議事録の確認を行います。今回は、令和5年第10回10月、第11回11月、第12回12月、令和6年第1回1月の4回分の議事録を確認します。

それでは、令和5年第10回10月の議事録を確認します。

事務局から発言を求められておりますので、事務局、よろしく申し上げます。

◆事務局

初めに議事録について確認が遅くなりましたこと大変申し訳ございませんでした。

(令和5年第10回10月の議事録について、訂正箇所を説明する)

◆会長

この件について、ご意見ございますか。

(なしの声あり)

それでは、令和5年第10回10月の議事録確認を終了します。

続いて、令和5年第11回11月の議事録を確認します。

事務局から発言を求められておりますので、事務局、よろしく申し上げます。

◆事務局

(令和5年第11回11月の議事録について、訂正箇所を説明する)

◆会長

この件について、ご意見ございますか。

(なしの声あり)

それでは、令和5年第11回11月議事録確認を終了します。

続きまして、令和5年第12回12月の議事録を確認します。

事務局から発言を求められておりますので、事務局、よろしくお願いします。

◆事務局

(令和5年第12回第12月の議事録について、訂正箇所を説明する)

◆会長

この件について、ご意見ございますか。

(なしの声あり)

それでは、令和5年第12回12月の議事録確認を終了します。

続きまして、令和6年第1回1月の議事録を確認します。

事務局から発言を求められておりますので、事務局、よろしくお願いします。

◆事務局

(令和6年第1回1月の議事録について、訂正箇所を説明する)

◆会長

この件について、ご意見ございますか。

(なしの声あり)

それでは、令和6年第1回1月の議事録確認を終了します。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてであります。私から指名申し上げてよろしいですか。

(はいの声あり)

それでは、11番 増田隆司委員、13番 松島委員にお願いします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

資料1、議案第1号をご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回は2件でございます。

資料2、No.1をご覧ください。

番号1、土地の所在 権現堂字下谷〇〇外2筆、登記地目は田及び畑、面積合計2,141㎡、譲受人 権現堂〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 茨城県水戸市〇〇 〇〇〇〇外1名、所有権移転となります。

本案件は、譲渡人が相続にて取得した農地について維持管理が困難になったことから、近隣に住んでいる譲受人に相談したところ、快く引き受けてもらえたことによる申請です。このことから、譲渡理由は経営困難、譲受理由は経営規模拡大としてあります。

譲受人の耕作面積 15,078㎡、家族数 1人、耕作者数 1人、権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。

以上です。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

6月16日に譲渡人の〇〇さんには電話で、譲受人の〇〇さんには直接お会いしてお話を伺いました。

No.1の地図を見ていただきたいのですが、申請地との間に〇〇さんというお宅があります。このお宅の方がもともとの持ち主です。持ち主の〇〇さんが今年の2月に亡くなられて、娘の〇〇さんと〇〇さんが相続人になったということです。相続はしたものの、〇〇さんは水戸市、〇〇さんは五霞町にお住まいのため、管理できないということで、〇〇さんのお宅の近所にお住まいの〇〇さんがその農地を買うということで話がまとまったということです。

もともと〇〇の田んぼは、〇〇さんが3、4年前から作れなくなったということで、譲受人の〇〇さんが耕作しています。それから〇〇と〇〇は畑で野菜が植わっていますが、こちらは〇〇さんではない別の方が借りて作っているということで、農地として管理されているところです。

それから、譲受人の〇〇さんですけれども、水田が1.3haで、畑が家庭菜園くらいで0.2haくらいをやっているということです。十数年前に父親が亡くなって、勤めをやめてから農業に従事しているということで、農機具は全部揃っていました。

田んぼは、〇〇さんが農作業できなくなった3、4年前から〇〇さんが借りて耕作しているということですし、畑はほかの方が野菜を作っていますが、相続人から買受けの相談を受けたことで〇〇さんが買うことにしたとのことですので、この案件については、問題はないかと思います。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

1番の案件について、質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、1番の案件は承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

1番の案件は承認されました。

続いて、2番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

資料2、No.2をご覧ください。

番号2、土地の所在 中川崎字屋敷前〇〇、登記地目は畑、面積542㎡、譲受人 中川崎〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 春日部市〇〇 〇〇〇〇、所有権移転となります。

本案件は、譲渡人が相続にて取得した農地について、財産の整理を行うに当たり、以前から耕作を依頼していた近隣に住む譲受人に正式に譲り渡す申請です。このことから、譲渡理由は経営困難、譲受理由は経営規模拡大としてあります。

譲受人の耕作面積10,705.3㎡、家族数 2人、耕作者数 1人。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。

以上です。

◆会長

この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

事務局からも説明がありましたとおり、譲渡人、〇〇〇〇さんは申請地を相続により取得しております。農業に従事したことはなく、取得した当時から譲受人の〇〇〇〇さんに耕作をお願いしていたとのことです。高齢になってきたため、財産整理を行っており、ほかの土地は処分済みで、今回は最後の申請となるとのことです。

譲受人の〇〇〇〇さんは、現在子供たちも独立し、妻と二人暮らしで、田を5反弱と畑を6反程度耕作しており、農機具も全て揃っております。年齢的に80歳となりますが、これからも元気で農業を営んでいきますということです。

〇〇〇〇さんから申請地を譲り渡したいと申出があり、何年も耕作してきた土地なので、譲り受けることにしたとのことです。今後、体の続く限り農業をしていきたいと意欲的でした。

なお、お二人とも〇〇ですけれども、親族関係にはないそうです。

以上のことから、この案件については、問題はないのではないかと思います。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

ただいま 2 番の案件について説明していただきました。

質問等ございますか。

(なしの声あり)

2 番の案件について承認することによろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、2 番の案件は承認されました。

続いて、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

資料 1、議案第 2 号をご覧ください。

議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回は 1 件でございます。

資料 2 の No. 3 をご覧ください。

番号 3、土地の所在 平須賀二丁目〇〇、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 186 m²、譲受人 平須賀二丁目〇〇 〇〇〇〇、転用目的 農家住宅敷地、農地区分は 10 ヘクタール以上の一団の農地ということで、第 1 種農地となります。

こちらの申請は、既存宅地による追認の農地転用申請となります。都市計画区域が市街化区域と市街化調整区域に分けられた昭和 45 年 8 月 25 日以前から宅地として使用している部分の農地転用を行うというものです。

申請地については、〇〇の宅地部分に隣接し、通路として使用しておりましたが、このたび申請地が農地のままであることが分かったので、正式に宅地にするため、今回の申請に至ったものです。

この案件については、あらかじめ春日部農林振興センターに航空写真等の資料を確認していただいております、許可の見込みがあることを確認しております。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

事務局からお話がありましたので重複すると思いますけれども、確認した事項をご説明します。

6月20日、〇〇さん宅に訪問し、現地を確認し、お話を伺いました。〇〇さん曰く、今まで敷地の詳細に関して確認したことはなく、先代より引き継いだ土地で何の問題意識もなく利用していたとのことでした。

今回判明した経緯は、畑の維持をしていくことが困難になった近隣の方から譲渡の相談がありましたので、念のため自分の所有している土地について調べたところ、宅地として利用している土地の一部が農地となっていることが分かったそうです。恐らく土地改良事業により敷地の伸び分が畑として換地されたものではないかとのことでした。

申請地は資料3のNo.3の公図を見ていただきたいのですが、敷地内の配置からして、入り口が東側の1か所だけです。約3mくらいの幅なんですけれども、手前から、〇〇ですが、住宅、農業倉庫が2棟立っております。建物から申請地までが約2mくらいなので、敷地を構成する上では住宅敷地として一体利用してまいりましたので、農地の宅地への転用ということはやむを得ないと思われれます。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

3番の案件について質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、3番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

3番の案件は承認されました。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

資料2、議案第3号をご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回は2件でございます。

資料2のNo.4をご覧ください。

番号4、土地の所在 千塚字野中〇〇、登記地目は田、現況地目は畑、面積100㎡、譲受人 鴻巣市〇〇 〇〇〇〇外1名、譲渡人 千塚〇〇 〇〇〇〇、転用目的 自己用住宅、施設の概要 居宅1棟 91.66㎡、農地区分は10ha未満の広がり農地ということ、第2種農地となります。

所有権移転となります。

申請地について建築指導課に確認したところ、都市計画法第34条第11号区域であり、住宅の建築が可能であり、許可の見込まれる案件とのことでした。

なお、農地転用許可と開発許可は同日となる予定です。

資料3の土地利用計画図をご覧ください。

今回の申請につきまして、申請地西側の〇〇の宅地1筆と一体利用の自己用住宅の計画で、敷地全体面積は321.81㎡となっております。また、申請地に接続する道路には側溝がないため、既存宅の既設管から反対側の水路へ排水する計画となっております。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えています。
以上です。

◆会長

この案件につきましては、ただいま〇〇委員が時間に間に合いましたので、〇〇番の〇〇委員に説明していただきます。

◆担当委員

この物件につきましては、6月17日に調査をしまして、代理人の〇〇さんに話を伺いました。自宅と畑を一体で売り、既存の家を壊し新たに家を建てるということです。また、譲渡人の〇〇〇〇さんの娘さんに話を伺ったのですが、〇〇さんは、今施設に入っているそうです。そのため家を処分するとおっしゃっていました。

譲受人の〇〇さんですが、会社員で娘さんが一人いらっしゃって、3人家族でこちらに越してくるそうです。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

4番の案件につきまして何か質問等ございますか。

〇〇委員。

◆委員

今回の申請地の西側の道路についてですが、水路脇のこの道路の幅員は3.3mになっておりますけれども、道路後退の幅はどれくらいあるのですか。

◆事務局

こちらは、片側に1m以上の水路がある場合は、片側後退という形になります。そのため、今回は、申請地側に70cm後退という形になりまして、道路と水路の境界線から後退ラインまで入れると4mという形になる計画でございます。

◆委員

分かりました。

◆会長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

それでは、4番の案件につきましては承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

4番の案件は承認されました。

続いて、5番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

資料2、No.5をご覧ください。

番号5、土地の所在 内国府間字岸内〇〇外3筆、登記地目 田及び畑、現況地目畑、面積合計1,396㎡、譲受人 上高野〇〇 (株)〇〇 (代)〇〇〇〇、譲渡人内国府間〇〇 〇〇〇〇、転用目的 車両置場、農地区分は10ha未満の広がり農地ということで、第2種農地となります。

賃貸借権設定となります。

本申請は、譲受人が車両置場として借用していた申請地近くの内国府間字岸内〇〇外について、地主から返却を求められ、代替の土地を探していたところ、同じ地主から今回の申請地を紹介され、申請に至った案件でございます。

申請地には22台のトラックを置く予定となっております。また、隣地境界はフェンスを設置し、雨水については敷地内浸透処理とする計画です。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

6月16日に案件の土地を確認し、現在の賃貸人の〇〇〇〇さんのところに伺いました。3年ほど前に別件で伺っており、当時はトラクターとコンバインを所有していましたが、財産は処分して、農機具は何もないそうです。農地は案件の土地のほかに1反ほどの畑を持っていますが、知人に貸してあり、耕作も先方がしているということです。本人はもう農業は難しいとのことでした。

今回の案件は、(株)〇〇に車両置場として現在貸している土地を、〇〇〇〇さん個人が使用するため、現在使用している車両置場の代わりに、今回の申請地の畑を新たに車両置場として申請しているものです。

特に問題はないと思います。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

5番の案件につきまして質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、5番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

5番の案件は承認されました。

議案第3号は終了します。

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

資料1、別紙1、議案第4号をご覧ください。

議案第4号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。

今回の案件は全部で18件でございます。

利用権の設定を受ける者、する者、土地の所在、地目、面積、新規更新の別、契約期間、貸借料、作物、権利の種類順で読み上げさせていただきます。なお、一部内容を省略させていただきます。

1番、行田市 埼玉県農林公社、下吉羽 ○○○○、上吉羽字一ツ谷○○外1筆、田、計2,551㎡、新規、10年、水稻、使用貸借権のため賃料はなしとなっております。

2番、行田市 埼玉県農林公社、上吉羽 ○○○○、上吉羽字一ツ谷○○外1筆、田、計2,500㎡、新規、10年、水稻、使用貸借権のため賃料はなしとなっております。

3番、行田市 埼玉県農林公社、上吉羽 ○○○○、上吉羽字裏○○外1筆、田、計3,390㎡、新規、10年、水稻、使用貸借権のため賃料はなしとなっております。

4番、行田市 埼玉県農林公社、榎野地 ○○○○、榎野地字井堀○○外4筆、畑、計1,967㎡、新規、10年、10a当たり7,500円、麦、賃貸借権設定。

5番、行田市 埼玉県農林公社、榎野地 ○○○○、榎野地字稻荷○○外12筆、畑、計7,100㎡、新規、10年、10a当たり5,000円、麦、賃貸借権設定。

6番、行田市 埼玉県農林公社、細野 ○○○○、細野字細野○○、畑、524㎡、新規、10年、10a当たり5,000円、麦、賃貸借権設定。

7番、行田市 埼玉県農林公社、細野 ○○○○、榎野地字古堤西○○、畑、1,229㎡、新規、10年、10a当たり5,000円、麦、賃貸借権設定。

8番、行田市 埼玉県農林公社、榎野地 ○○○○、榎野地字稻荷○○外21筆、畑、計13,056㎡、新規、10年、10a当たり5,000円、麦、賃貸借権設定。

9番、行田市 埼玉県農林公社、槇野地 ○○○○、槇野地字井堀○○外31筆、畑、計14,364.99㎡、新規、10年、10a当たり5,000円、麦、賃貸借権設定。

10番、行田市 埼玉県農林公社、槇野地 ○○○○、細野字細野○○外6筆、畑、計4,006.85㎡、新規、10年、10a当たり5,000円、麦、賃貸借権設定。

11番、行田市 埼玉県農林公社、槇野地 ○○○○、槇野地字稲荷○○外18筆、畑、計6,009㎡、新規、10年、10a当たり5,000円、麦、賃貸借権設定。

12番、行田市 埼玉県農林公社、槇野地 ○○○○、槇野地字古堤西○○外6筆、畑、計2,318㎡、新規、10年、10a当たり5,000円、麦、賃貸借権設定。

13番、行田市 埼玉県農林公社、槇野地 ○○○○、槇野地字井堀○○外11筆、畑、計5,773㎡、新規、10年、10a当たり5,000円、麦、賃貸借権設定。

14番、行田市 埼玉県農林公社、槇野地 ○○○○、槇野地字古堤西○○外16筆、畑、計7,619㎡、新規、10年、10a当たり5,000円、麦、賃貸借権設定。

15番、行田市 埼玉県農林公社、槇野地 ○○○○、槇野地字古堤西○○外4筆、畑、計1,151㎡、新規、10年、10a当たり5,000円、麦、賃貸借権設定。

16番、行田市 埼玉県農林公社、槇野地 ○○○○、槇野地字稲荷○○外7筆、畑、計4,132㎡、新規、10年、10a当たり5,000円、麦、賃貸借権設定。

17番、行田市 埼玉県農林公社、細野 ○○○○、細野字細野○○外10筆、畑、計12,758㎡、新規、10年、10a当たり5,000円、麦、賃貸借権設定。

18番、行田市 埼玉県農林公社、槇野地 ○○○○、細野字細野○○外5筆、畑、計6,062㎡、新規、10年、10a当たり5,000円、麦、賃貸借権設定。

以上です。

◆会長

まず、1番から3番が権現堂地区の案件となりますので、地区の推進委員の○○委員の意見を伺いたいと思います。

○○委員、お願いします。

◆推進委員

1番、2番、3番は、埼玉県農林公社を通して○○さんへの10年の新規申請になります。

1番の○○さんは、現在○○に入所しておりまして、話を伺うことができませんでした。それで2番の○○さんに話を伺いました。何年か前に○○さんが耕作できなくなり、○○さんの妹さんが○○さんに依頼をして相対で耕作をしてもらっているそうです。

次、2番、○○さんに話を伺いました。病気で体が不自由なので、4、5年前から○○さんに相対で耕作をしてもらっているそうです。

3番、○○さんから話を伺いました。14、5年前から○○さんに相対で耕作しても

らっていたそうです。農地は5反くらいあるとのこと。現在は農機具等も全てなく、全部〇〇さんに依頼しているそうです。

〇〇さんにつきましては、特に問題はないと考えます。

以上です。

◆会長

ただいま1番から3番につきまして説明をしていただきました。

質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

4番から18番が吉田地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

それでは、説明いたします。

4番から18番は、埼玉県農林公社を通して(株)〇〇に賃貸借するというものであります。

4番の貸付人、〇〇〇〇さんは昨年、(株)〇〇に賃貸したのですが、今回、埼玉県農林公社を通して(株)〇〇に貸し付けるものであり、貸付面積は、1,967㎡、新規10年、賃料は10a当たり7,500円となっております。貸付人の方は後継者の方が農業をやらないということで、耕作が人手不足のため貸付けを(株)〇〇に依頼したとのこと。

5番の〇〇〇〇さんは、高齢のため、自分で作付することが困難になったため、農林公社を通して今回の申請になりました。貸付面積は、7,100㎡、新規10年、賃料は10a当たり5,000円、作付は主に麦です。

6番、〇〇〇〇さん、この方は昨年まで近くの方に作ってもらっていましたが、その方が隣接地と一緒に耕作していて、その方がもうやらないということで(株)〇〇に貸すということなので、一緒に貸付けすることになったということです。貸付面積は524㎡、新規10年、賃料が10a当たり5,000円、作付は主に麦です。

7番、〇〇〇〇さん、この方は昨年まで自分で作付をしていましたが、近年の異常気象で限界を感じ、農林公社を通して(株)〇〇に貸付けするものです。貸付面積は1,229㎡、新規10年、賃料は10a当たり5,000円、作付は主に麦です。

8番、〇〇〇〇さんは昨年まで(株)〇〇に貸し付けしていましたが、今回、農林公社を通して(株)〇〇に貸し付けするものです。貸付面積は13,056㎡、新規10年、10a当たり5,000円、作付は主に麦です。

9番、10番、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんはご夫婦なので、一緒に説明をさせていただきます。

〇〇さんは高齢のため、自分でしっかりしているときに土地の手続をしておきたいということで、農林公社を通して（株）〇〇に貸し付けるものです。貸付面積は14,364.99㎡、新規10年、10a当たり5,000円、作付は主に麦です。

〇〇さんの貸付面積は4,006.85㎡、条件は同じです。

11番、〇〇〇〇さん、昨年まで（株）〇〇に貸し付けしていましたが、今回、農林公社を通して（株）〇〇に貸し付けするものです。新規10年、10a当たり5,000円、貸付面積は6,009㎡、作付は主に麦です。

12番、〇〇〇〇さん、この方は高齢になり作付は困難になったため、農林公社を通して（株）〇〇に貸し付けるものであり、貸付面積は2,318㎡、新規10年、10a当たり5,000円、作付は主に麦です。

13番、〇〇〇〇さん、昨年まで（株）〇〇に貸し付けしていましたが、今回、農林公社を通して（株）〇〇に貸し付けするものです。貸付面積は5,773㎡、新規10年、10a当たり5,000円、作付は主に麦です。

14番、〇〇〇〇さん、15番の〇〇〇〇さんは親子ですので、まとめて説明させていただきます。

〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんは、昨年まで（株）〇〇に貸し付けしていましたが、今回、農林公社を通して（株）〇〇に貸し付けするものです。〇〇〇〇さんが貸付面積が7,619㎡、〇〇さんが1,151㎡、新規で10年、10a当たり5,000円、作付は主に麦です。

16番、〇〇〇〇さん、昨年まで（株）〇〇に貸し付けしていましたが、今回、農林公社を通して（株）〇〇に貸し付けするものです。新規10年、10a当たり5,000円、貸付面積は4,132㎡、作付は主に麦です。

17番、〇〇〇〇さん、この方は昨年まで近くの方に貸付けを依頼していましたが、できないということをお知らせしたので、今回農林公社を通して（株）〇〇に賃貸借するものです。新規で10年、10a当たり5,000円、貸付面積は12,758㎡作付は主に麦です。

18番、〇〇〇〇さんは今回農林公社を通して（株）〇〇に賃貸借するものであります。新規で10年、10a当たり5,000円、貸付面積は6,062㎡、作付は主に麦です。

（株）〇〇については、昨年1年実績がありますので、機械等も全部そろっていますし、特に問題はないと思います。

以上になります。

◆会長

ただいま説明していただきました議案第4号につきまして、何か質問等ございますか。

◆委員

問題はないと思っているのですけれども、貸す前から麦を作っていたのですか。

◆推進委員

畑ですから、野菜です。楨野地は、高台のためほとんど田んぼがなくて、畑地帯なので、麦を作るのにはいい場所です。

◆会長

〇〇委員。

◆委員

4番の〇〇さんのところ、ここだけ賃料が7,500円になっているのはなぜですか。

◆推進委員

作るものは同じなんですけど、〇〇さんは周りの雑草の管理を自分でやるということで、賃料を高くしてもらっているそうです。

◆事務局

ほかのところは(株)〇〇が雑草刈りもするので5,000円、その手間賃も含めて5,000円なんですけれども、〇〇さんだけは雑草管理は自分でやるということなので、その手間賃が上乘せになっているという形です。

◆会長

〇〇委員。

◆推進委員

7,500円の件ですけれども、中間管理事業で貸し借りということになると、私は、当然賃借料は統一されるという認識でいたわけです。今こういった条件、周りの管理は自分でやるという、そういうのもある程度勘案して賃借料を決められるという柔軟性があると考えてよろしいのですか。

◆事務局

今回、〇〇委員にご調査いただいた〇〇さんのところだけは自分で雑草の管理をするというので、これも(株)〇〇と〇〇さんが話し合っ、それで中間管理に掛け合っ、了承を得ているということですので、その辺はある程度、柔軟に決めることができると認識しております。

◆会長

他に何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、議案第4号につきましては承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

議案第4号は承認されました。

続いて、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

資料1、別紙2、議案第5号をご覧ください。

議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、ご説明申し上げます。

権利の設定を受ける者、土地の所在、地目、面積、権利の種類、契約期間、賃借料、作物の順で読み上げさせていただきます。一部内容を省略させていただきます。

番号1、天神島 ○○○○、上吉羽字一ツ谷○○外5筆、田、計8,441㎡、使用貸借権設定、10年、水稻、使用貸借権のため賃料はなしとなっております。

2番、千葉県山武市 (株)○○ (代)○○○○、槇野地字井堀○○外165筆、畑 計88,069.84㎡、賃貸借権設定、10年、165筆の内、5筆分は10a当たり7,500円となっております。そのほかは10a当たり5,000円となっております。作物は麦です。

番号1、○○さんは、皆様もご存じのとおり、認定農業者であり、年齢も若く、大規模に経営をされており、今回の農地を耕作していくことについて特に問題はないと考えています。

番号2、(株)○○については、千葉県山武市を拠点に就農した法人で、米、麦、そば、大豆などの穀物生産、加工、販売等を行っている会社であり、特に問題はないと考えています。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

ただいまの議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見については、意見なしということによろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第5号については終了させていただきます。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号の説明を事務局お願いします。

◆事務局

資料1、報告第1号をご覧ください。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

(市街化区域内の農地転用4条の届出1件を報告する)

◆会長

続きまして、報告第2号の説明をお願いします。

◆事務局

資料1、報告第2号をご覧ください。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

(市街化区域内の農地転用5条の届出1件を報告する)

◆会長

続きまして、報告第3号、事務局をお願いします。

◆事務局

報告第3号雑草対応状況についてご報告させていただきます。

(雑草対応状況について報告する)

◆会長

それでは、皆様のご協力により全ての議事が終了しましたので、局長にお返しします。

◆局長

ありがとうございました。

続きまして、次第5、その他に移らせていただきます。

(事務局から事務連絡を行う)

◆局長

皆様、お疲れ様でした。

最後に、閉会に当たりまして、会長代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長代理、お願いいたします。

◆会長代理

(会長代理挨拶をする)

閉会 午後5時00分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和6年9月24日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 増 田 隆 司

署名委員 松 島 政 雄